



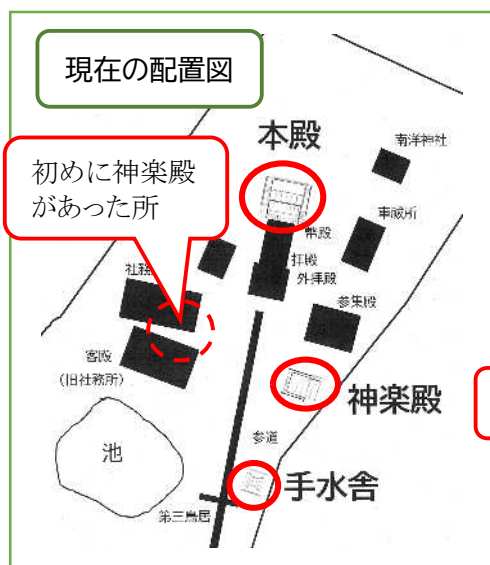
あちらこちらに紅梅や白梅、蠟梅が咲いています。寒さの中にも“一輪ほどの暖かさ”があるようです。一方、北国では雪害、近隣では陥没などの災害が起きています。少しでもよいことの多い年になりますようお願いいたします。今年も宜しくお願い申し上げます。

「歴史的な景観に寄与」

幸先良いニュースとして、久伊豆神社(所在地:越谷市越ヶ谷1700番)の本殿と神楽殿、手水舎を国の登録有形文化財(建造物)として登録するようにと、昨年11月に文化審議会が文部科学大臣に答申しました。市域では5箇所目になります。正式には官報告示をもって登録となります。

どのような点が評価されたのでしょうか。それは沢山あって、この紙面で一度にご紹介するのは困難ですが、その一部をお伝えしたいと思います。(久伊豆神社と越ヶ谷の関係や秋の例大祭につきましては「古民家だより」No.71をご覧ください。)登録対象は「本殿」、「神楽殿」、「手水舎」です。

(画像中の©印は「株式会社 文化財工学研究所」撮影のものです。)



本殿の見所

本殿は寛政4年(1792)に竣工したものです。^{さんげん}三間^{しゃながれづくり}社流造という意匠です。屋根が前方に向かって長く、



曲線を描くように造られています。

上の写真は本殿東側の「妻」の部分ですが、2本の^{はり}梁が掛けられていて、両端が下方に弧を描くように造られていることから二重^{こうりょう}虹梁と言われます。

^{きばな}木鼻:梁が柱から突き出た部分の彫刻(次ページ)



木鼻彫刻には龍、獅子、麒麟、獬廌などがあり、本殿だけでなく手水舎にも見られます。様々な木鼻を探してみるのも面白いです。

右の画像は本殿東側の脇障子の部分です。中国の故事に因むものを彫刻しています。

この他、本殿北面にも精緻な彫刻、意匠が見

られます。いずれも寛政期の優れた職人の思想と技を表しています。



©

神楽殿の見所

4月の藤祭太々神楽講、9月の例祭、12月の御燎祭などで神楽が奉納される所です。建築年代は定かではありませんが、前ページの絵図にはすでに描かれています。

垂木の妙



軒の裏側に並ぶ「垂木」は深い軒を支える部材ですが、多くの場合には平行に組まれています。しかしこの神楽殿では扇垂木となっています。これは屋根(軒)が角にいくにつれて角度が大きくなるので、その造作には高い技術が必要となります。宮大工はこの角度の割り出しと墨付けを曲尺(指金)一つで行います。



©

手水舎の見所

手水舎は参拝前に身を清める所です。石の手水鉢に「嘉永2年(1849)」の銘があるので、この頃の建築と思われます。

屋根全体は入母屋造ですが、北側と南側には唐破風の軒をつけて、華麗な意匠となっています。

軒や梁、木鼻には精緻な彫刻が施してあります。南北の軒には獅嚙という彫刻があります。

毎日早朝から市民の方々がお参りに訪れている久伊豆神社は、平安中期の創建と伝えられています。この頃から登場してきた地方武士の信仰を集め、四丁野(現・宮本町)の人々によって保護運営されてきました。長い間、越谷地域を見つめてきた社です。

©



手水鉢



©



唐破風の軒

©



獅嚙



国登録有形文化財の登録基準

近年の生活様式の変化等により、消滅の危機にある文化財を幅広く保存・活用するために、「指定文化財」制度を補完するものとして、緩やかな保護措置を講じるものです。

登録基準は①国土の歴史的景観に寄与しているもの(本殿の評価点)

②造形の規範となっているもの(神楽殿・手水舎の評価点)

③再現が容易でないもの です。